

**【第3期】まん延防止等重点措置期間**  
**8月20日(金)から8月26日(木)営業分の協力金について**

令和3年9月24日作成

**<申請方法の目安>**

次のア、イのいずれかの方法で、「一日あたりの売上高※」を計算してください。

※消費税及び地方消費税を除く

※テイクアウトやデリバリーを行っている飲食店で、店内飲食に係る売上高と、テイクアウト等の売上高が混在している場合、店内飲食のみの売上高を分離し、当該店舗の売上高としてください。

※宿泊施設についても、宿泊料金と飲食料金を分離し、飲食料金を当該施設の売上高としてください。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

**ア：【8月方式】 令和元年または令和2年の8月の売上高の合計÷31日（8月の暦日数）**

**イ：【時短要請日方式】 令和元年または令和2年の8月20日から8月26日の売上高の合計÷7日（要請の暦日数）**

※少数点以下は切り上げになります。（例：29,032.25806円→29,033円）

1日あたりの売上高がすべての店舗で83,333円以下の場合

申請方法は**簡易申請**となります。

◆確定申告書や売上台帳の提出は不要です。

◆一店舗あたりの支給額：175,000円／店舗です。一律です。

（計算式）1日あたりの協力金単価2.5万円（下限額）×7日＝175,000円

1日あたりの売上高が83,333円を超える店舗がある場合

申請方法は**通常申請**となります。

◆確定申告書や売上台帳の提出が必要です。

◆中小企業・個人事業主の場合：

・売上高方式で計算した時は、下限額175,000円～上限額525,000円

・売上高減少額方式で計算した場合は、下限額0円※～上限額1,400,000円

※売上高減少額方式で計算した結果、0円～175,000円未満の場合は、簡易申請（175,000円）あるいは売上高方式の下限額（175,000円）のどちらかの方法で申請してください。

◆大企業の場合：下限額0円～上限額1,400,000円

※大企業は通常申請（売上高減少額方式）に限ります。

◆売上高情報シートの添付が必要になります。

※売上高情報シートはHPに掲載しています。

<協力金の算出方法（**通常申請**の場合）> ※店舗ごとに支給されます。

1. 1日あたりの売上高の算出方法（アまたはイのどちらかを選択）

令和元年または令和2年の売上高（消費税及び地方消費税を除く）を用いてください。

ア 8月方式 【計算式】8月の売上高÷31日

イ 時短要請日方式 【計算式】8月20日から8月26日の売上高の合計÷7日

※少数点以下は切り上げになります。（例：29,032.25806円→29,033円）



2. 協力金単価の算出方法（AまたはBのどちらかを選択）

※計算結果が下限額以下の場合は下限額、上限額以上の場合は上限額となります。

A 売上高方式

【計算式】「令和元年または令和2年の1日あたりの売上高」×0.3

下限額：25,000円、上限額：75,000円

B 売上高減少額方式

【計算式】（「令和元年または令和2年の1日あたりの売上高」

－「令和3年の1日あたりの売上高」）×0.4

下限額 0円

上限額：200,000円または「令和元年または令和2年の

1日あたりの売上高」×0.3のいずれか低い額

※千円未満は切り上げになります。（例：79,023円→80,000円）

※大企業の場合は、売上高減少額方式のみ選択

※ア・イ、A・Bの組み合わせは、店舗ごとに選択できます。



3. 協力金の算出方法

※協力金単価が、下限額以下の場合は下限額、上限額以上の場合は上限額となります。

【計算式】協力金単価×7日

※売上高方式で計算した場合の協力金の額：

下限額 175,000円～上限額 525,000円

※売上高減少額方式で計算した場合の協力金の額：

下限額 0円～上限額 1,400,000円

※Excelシート「売上高情報シート」は、HPに掲載しています。

<協力金の額の算出例（通常申請の場合）>

(ア) 8月方式×(A) 売上高方式

■令和2年8月の売上高：95万円

95万円÷31日=30,645.1612円≒30,646円（※1円未満切り上げ）

30,646円×0.3=9,194円≒10,000円（※千円未満切り上げ）

・・・10,000円≤25,000円（下限額）

⇒協力金単価：25,000円※

※算出結果が下限額（25,000円）以下のため、  
協力金単価は25,000円になります。

協力金の額=25,000円×7日=175,000円

(イ) 時短要請日方式×(A) 売上高方式

■令和元年8月20日から8月26日の売上高の合計：75万円

75万円÷7日=107,142.8571円≒107,143円（※1円未満切り上げ）

107,143円×0.3=32,143円=33,000円（※千円未満切り上げ）

※算出結果が下限額（25,000円）<33,000円<上限額（75,000円）のため、  
協力金単価は33,000円になります。

協力金の額=33,000円×7日=231,000円

(ア) 8月方式×(B) 売上高減少額方式

■令和元年8月の売上高：1,000万円

令和3年8月の売上高：290万円

1,000万円÷31日=322,580.6451円≒322,581円

290万円÷31日=93,548.3870円≒93,549円（※1円未満切り上げ）

(322,581円-93,549円)×0.4=91,612.8円

≒92,000円（※千円未満切り上げ）・・・①

令和元年の1日あたりの売上高322,581円×0.3=96,774.3円

≒97,000円（※千円未満切り上げ）・・・②

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

①≤②なので協力金単価：92,000円

協力金の額=92,000円×7日=644,000円

(イ) 時短要請日方式 × (B) 売上高減少額方式

■ 令和2年8月20日から8月26日の売上高の合計：470万円

令和3年8月20日から8月26日の売上高の合計：430万円

470万円 ÷ 7日 = 671,428.5714円 ≒ 671,429円 (※1円未満切り上げ)

430万円 ÷ 7日 = 614,285.7142円 ≒ 614,286円 (※1円未満切り上げ)

(671,429円 - 614,286円) × 0.4 = 22,857.2円

≒ 23,000円 (※千円未満切り上げ) . . . ①

令和2年の1日あたりの売上高 671,429円 × 0.3 = 201,428.7円

≒ 202,000円 (※千円未満切り上げ) . . . ②

①、②、20万円を比較して最も小さい額が協力金単価となります。

① ≤ 20万円 ≤ ② なので協力金単価：23,000円

協力金の額 = 23,000円 × 7日 = 161,000円

(注意：中小企業や個人事業主の方へ) この例の場合、減少額が少ないため、協力金単価が下限額(25,000円)を下回っています。そのため、簡易申請(25,000円・一律)あるいは売上高方式(下限額25,000円)のどちらかの方法で申請してください。

協力金の額 = 25,000円 × 7日 = 175,000円

<その他>

・要請の開始日(令和3年8月20日)時点で開店から2年未満の場合で、令和元年10月の台風19号や新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月・8月の売上高が著しく低い場合は、「新型コロナ・災害等特例」により、1日あたりの協力金単価を求めることもできます。

計算方法など、詳しくは、HPに添付の「第3期売上高情報シート(売上高方式用新型コロナ・災害等特例用)、または、第3期売上高情報シート(売上高減少額方式用新型コロナ・災害等特例用)」をご覧ください。

・要請の開始日(令和3年8月20日)時点で開店から1年未満の場合は、HPに添付の「【第3期】新規開業特例について」をご覧ください。

計算方法については、「第3期売上高情報シート(新規開業特例用)、または、第3期売上高情報シート(売上高減少額方式用新規開業特例用)」をご覧ください。